

第7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

1 提出する必要がある方

令和元年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上のものに限ります。）、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料（以下これらの手数料を「不動産売買等のあっせん手数料」といいます。）の支払をする法人（国、都道府県等の公法人や人格のない社団等を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出範囲】

同一の方に対する令和元年中の支払金額の合計が **15万円** を超えるもの

2 各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産等の売買又は貸付けのあっせんをした方の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記載してください。 また、【個人番号又は法人番号】欄には、支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。
② 区分	譲渡、譲受け、貸付け、借受けのように記載してください。
③ 支払金額	令和元年中に支払の確定した金額（未払の金額を含む。）を「区分」欄の支払内容ごとに記載してください。
④ あっせんに係る不動産等	(1) 「物件の種類」欄：土地、借地権、地役権、建物等 (2) 「数量」欄：土地の面積、建物の戸数、延べ面積等 (3) 「取引金額」欄：売買や貸付けの対価の額（賃貸借の場合には単位（月、週、日、m ² 等）当たりの賃貸借料）
⑤ 支払者	不動産売買等のあっせん手数料を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。

不動産等の売買又は
貸付けのあっせん手数料の支払調書

3 その他の注意事項

- (1) 「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「(摘要)」欄の「あっせんをした者」欄に、あっせんをした方の住所（所在地）、氏名（名称）、マイナンバー又は法人番号、あっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」を記載して提出する場合には、この支払調書の作成・提出を省略することができます。
- (2) 消費税等の取扱いについては、1ページ**[3参考](1)**を参照してください。

4 記載例

令和元年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書				
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本県熊本市中央区二の丸1番2号		
	氏名又は名 称	国税 七郎		個人番号又は法人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8
区分		支払確定年月日 年 月 日 元・6・2	支払金額 万 円 874 800	
譲渡		.	.	
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物件の所在地	数量	取引金額 千 円
	土地	○○市△△町1-1	165m ²	25 000 000
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地	熊本市東区東町3-2-53		
	氏名又は名 称	株式会社 ○○物産 (電話) 096-××××-×××	個人番号又は法人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	

参考

本店等一括提出制度について

支店等が当該支店等を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、e-Tax 又は光ディスク等により、当該支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて提出（本店等一括提出）することができます。

なお、支店等が上記の本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して、承認申請書を提出することとなります。

承認申請書の様式及び当該制度の詳細については、以下の国税庁ホームページをご覧ください。

（掲載場所）「国税庁ホームページ（ホーム）」>税の情報・手続き・用紙>申告手続き・用紙>申告・申請・

届出等、用紙（手続きの案内・様式）>税務手続きの案内（税目別一覧）>法定調書関係>【手続き名】支払調書等の光ディスク等による提出申請及び本店等一括提出に係る申請手続き

不動産等の売買又は
貸付けのあっせん
手数料の支払調書